

デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象追加 (デジタル広告市場) について②

令和4年5月
経済産業省

本日も議論・ご確認いただきたい点

- 「デジタル広告市場の競争評価最終報告」（令和3年4月27日、デジタル市場競争会議）（以下「最終報告」という。）や閣議決定（令和3年6月18日「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画」）を踏まえ、デジタル広告分野を透明化法の対象に追加するための法制面での検討を進めているところ、昨年7月のWGでは、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する指標、デジタル広告分野における透明化法の適用開始時期についてご議論いただいた。

（注）上記でいう透明化法とは、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」を指す。以下「透明化法」という。

- 本日は、これまでのWGの議論も踏まえつつ、以下の点についてご議論いただきたい。
 - （1）特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する分野と指標
 - （2）関係する省令・指針に関する具体案
- 本日も議論いただいた内容等も踏まえ、今後速やかに、デジタル広告分野に係る政令・省令・指針の条文化、パブリック・コメント募集等のプロセスを進めることとしたい。

(参考) デジタル広告市場のルール整備に関する閣議決定

○ 経済財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

(2) 民間部門におけるDXの加速

新たな時代のルール整備として、デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象にデジタル広告市場を追加するなど、競争政策強化に関する必要な制度上の措置等を講ずる。

○ 成長戦略実行計画 (令和3年6月18日閣議決定)

第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

4. デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

デジタルプラットフォーム取引透明化法を着実に執行する。また、同法の対象にデジタル広告市場を追加するなど、透明化・公正化のためのルール整備を進める。

スマートフォンなどのオペレーティングシステム(OS)を供給するプラットフォーム事業者が、デジタル市場における競争環境に与える影響について、欧米の動向も注視しつつ、競争評価を行う。

(参考) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の概要

- 基本理念として、デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとするを規定。(規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。)
- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。
- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。
- 報告書等をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

取引条件等の情報の開示

利用者に対する取引条件の開示や変更等の事前通知を義務付けることで、取引の透明性を向上させる。

【開示項目の例】

- ✓ 取引条件変更の内容及び理由の事前通知
- ✓ 他のサービスの利用を要請する場合に、その内容及び理由
- ✓ データの利用範囲
- ✓ 出品の拒否・停止の理由
- ✓ 検索順位を決する基本的な事項

【行政措置・罰則】

- ✓ 勧告・公表で改善を促す。
- ✓ 是正されない場合に限り措置命令
- ✓ 措置命令違反には罰則

自主的な手続・体制の整備

特定デジタルプラットフォーム提供者は、指針に基づいて必要な措置をとり、公正な手続・体制の整備を行う。

【指針の内容の例】

- ✓ 必要な措置に関する基本的事項
- ✓ 取引の公正さを確保するための手続・プロセスの整備
- ✓ 取引先事業者に適切な対応をするための体制整備（国内管理人等の対応体制を含む）

【行政措置】

- ✓ 措置の適切・有効な実施のため特に必要な場合は、勧告・公表で改善を促す。

運営状況の報告書

報告書の内容

- (1) 事業の概要
- (2) 紛争等の処理状況
- (3) 情報開示の状況
- (4) 手続・体制整備の状況
- (5) 以上に関する自己評価

※不提出、記載事項漏れの場合には罰則

評価結果を踏まえた自主的改善

行政庁の役割

レビュー（評価）の実施

特定デジタルプラットフォーム提供者の運営状況について、取引先事業者や消費者、学識者等も関与してレビューを行い、結果を公表。

① 報告書の受理

行政庁
(経産大臣)

② 運営状況の評価

取引先事業者、消費者、学識者等の関与

③ 評価結果及び報告書概要を公表

公取委への措置請求

独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経産大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請。

(1) 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する分野と指標

- 主な規律の対象となる「特定デジタルプラットフォーム」の事業の分野・規模については、以下のようなメルクマールに基づき、対象が必要最小限度の範囲に限られるよう設定することとなっているところ、デジタル広告市場は、各種実態調査で明らかになっている取引実態を踏まえると、多くの広告主やパブリッシャー等が利用せざるを得ないと考えるような状況にある大規模なプラットフォーム事業者が存在し、その取引先事業者の保護の必要性があると認められる。

【特定デジタルプラットフォームの分野・規模のメルクマール】

- ① 当該分野が国民生活において広く利用されている状況
- ② 当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い
- ③ 取引の実情及び動向を踏まえた取引先事業者の保護の必要性
- ④ 他の規制や施策での対応の状況

- デジタル広告市場に係る事業の分野（区分）及び事業の規模の指標については、上記メルクマールに加え、「最終報告」や閣議決定、昨年7月のWGでの議論等も踏まえ、以下のとおりとする。

事業の分野	事業の規模の指標 (デジタルプラットフォームにおける取引総額)
(1) メディア一体型広告デジタルプラットフォーム *「最終報告」における類型3	広告主等が広告を掲載するためにデジタルプラットフォーム提供者に支払った費用の総額
(2) 広告仲介型デジタルプラットフォーム *「最終報告」における類型1及び類型2	パブリッシャー等がデジタルプラットフォームを通じて広告主等に広告枠を販売して得られた金額の総額

※ 上記指標に係る「規模」については、昨年7月のWGでの議論等も踏まえ、上記メルクマール（取引先事業者等の利用状況、利用の集中度合い、取引先事業者の保護の必要性等）を総合的に勘案して定める。

※ 「最終報告」における類型4（オンライン検索サービス）については、今回の追加とは別途継続して透明化法の適用について検討。4

デジタル広告市場におけるデジタルプラットフォームの捉え方

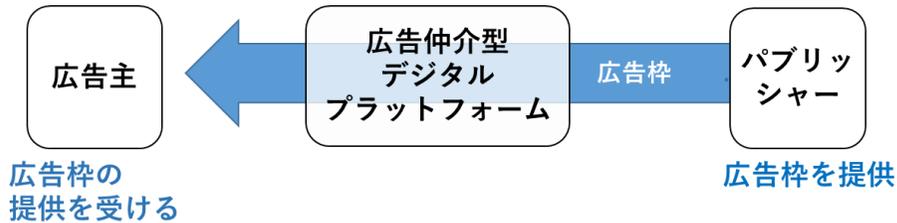
*「最終報告」で提示された類型

第5回デジタル市場競争会議資料2より抜粋
(一部加工)

- デジタル広告やそれに関連する分野におけるデジタルプラットフォームを、以下 **4つの類型** で整理。

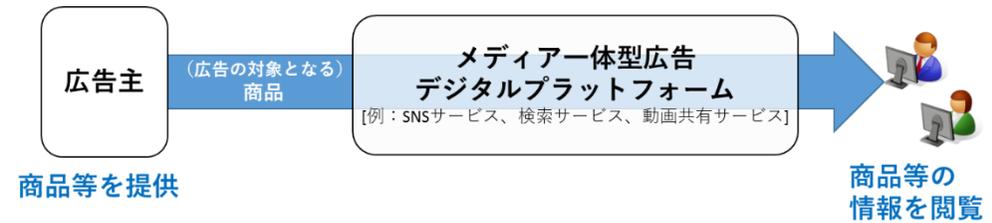
類型1 広告仲介型デジタルプラットフォーム①

自身の有する広告枠を提供しようとするパブリッシャーと、広告コンテンツ（クリエイティブ）を出稿しようとする広告主をつなぎ、広告枠の提供を可能とするサービス



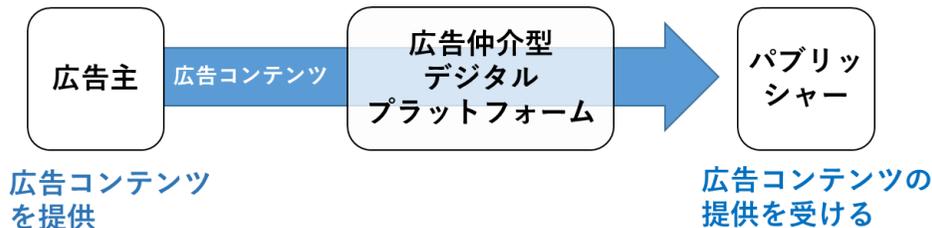
類型3 メディア一体型広告デジタルプラットフォーム

自身の有する商品等に関する広告を出稿しようとする広告主と、検索サービスやSNSといったメディアを利用しようとする消費者をつなぎ、広告の対象となった商品等の提供を促すサービス



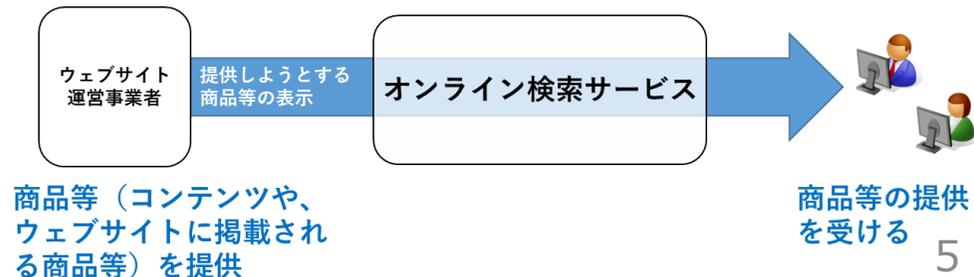
類型2 広告仲介型デジタルプラットフォーム②

自身の有する広告コンテンツ（クリエイティブ）を提供しようとする広告主と、広告枠をそうした広告コンテンツに対して提供しようとするパブリッシャーをつなぎ、広告コンテンツの提供を可能とするサービス



類型4 オンライン検索サービス

検索結果への露出による自己との取引への誘引効果を期待して検索エンジンを利用するウェブサイト運営事業者と、検索サービスを利用しようとする消費者をつなぎ、ウェブサイト運営事業者の商品等の提供を促すサービス



(2) 関係する省令・指針に関する具体案

特定デジタルプラットフォーム提供者による情報開示について①

- 現行法における情報開示に関する規律概要は以下のとおり。

- ✓ 利用事業者の理解を得られるよう、以下のような取引条件について、**明確かつ平易な表現で、いつでも容易に見ることができる**よう開示。 ※ 外国語で作成されている場合は、**日本語訳を付す**。
 - ✓ **取引拒絶**の判断基準
 - ✓ 他の**サービスの利用等を有償で要請**する場合の内容・理由
 - ✓ **検索・表示順位（ランキング等）を決定する主要な事項**
 - ✓ 利用者の**取引データ等**を取得・使用する場合の内容・条件 等
- ✓ 下記のような行為を行うにあたっては、**明確かつ平易な表現**で、その**内容と理由**を通知。
 - ※ 外国語で通知する場合は、**求めに応じて日本語訳を遅滞なく通知**。
 - ✓ **取引の一部を拒絶**する場合
 - ✓ **取引条件にはない作業要請・破損対応**などを求める場合
- ✓ 下記のような行為を行うにあたっては、**時間的余裕をもって事前に、明確かつ平易な表現**で、その**内容と理由**を通知。 ※ 外国語で通知する場合は、**求めに応じて日本語訳を遅滞なく通知**。
 - ✓ **取引条件を変更**する場合 → 当該変更により**作業や調整に必要となる合理的な期間**より前に通知
※作業等が生じない場合は15日より前。
 - ✓ アカウント停止などの**全部拒絶**を行う場合 → **30日**より前に通知
- ✓ 上記行為時の理由通知や事前通知には**一定の例外**あり。
(理由通知が他の正当な利益を害する場合、違法行為への対応やセキュリティ確保のために速やかに実施する必要がある場合など)

(2) 関係する省令・指針に関する具体案

特定デジタルプラットフォーム提供者による情報開示について②

- 「最終報告」を踏まえ、現行法上の開示事項や開示方法に加え、デジタル広告分野特有の課題への対応として、以下の内容を新たに規定する方向で検討中。

1. 特定デジタルプラットフォーム提供者に情報開示・通知を求める事項

法律上の開示事項（取引拒絶の判断基準、検索順位を決定する基本的な要素等）に加え、以下の事項について開示・通知を求める。

- ① アド fraud の判定基準や判定結果等の情報の取得可否、取得可能な場合の情報の内容及び方法・条件、取得不可の場合の理由
- ② ブランドセーフティやビューアビリティに関する配信結果等の情報の取得可否、取得可能な場合の情報の内容及び方法・条件、取得不可の場合の理由
- ③ 広告配信結果に関する第三者測定ツールのアクセスポイントや接続条件、接続できない場合の理由
- ④ 広告への反応データ（オーディエンス・データ）の取得の可否・取得可能な場合の情報の内容及び方法
- ⑤ 広告主とパブリッシャーとをマッチングさせるに当たって、デジタルプラットフォーム提供者が広告主・パブリッシャー等から取得・使用するデータの内容、その取得・使用に関する条件（その使用の範囲）
- ⑥ 利益相反・自社優遇のおそれのある取引の管理方法及び管理体制に係る方針
- ⑦ 事業活動に課される一定の制約（第三者サービスの利用制限やプラットフォーム事業者との取引に当たっての一方的な条件付与等）を行う場合の内容及び理由

（注1）上記②（ビューアビリティに関する事項）、③及び④は広告主側のみに対する開示事項。

（注2）広告仲介型デジタルプラットフォームにおける広告主側に対する上記⑦の対応については指針に規定。

2. 特定デジタルプラットフォーム提供者が取引の一部拒絶等を行う場合の通知の例外

現行法上の例外事項に加え、以下のような場合も、消費者保護等の観点から、内容及び理由の通知義務の例外とする。

- 通知の相手方が取引条件や法令義務違反等を行った可能性を検知した場合にその事実関係を調査するため、当該調査の間一時的に広告表示の回数を制限しうる行為を行う場合であって、内容を通知することで消費者等の正当な利益を害するおそれがあると認められるとき

(2) 関係する省令・指針に関する具体案

自主的な手続・体制整備に関する指針について①（現行指針の概要）

- 自主的な手続・体制整備として、透明化法は、経済産業大臣が定める指針を踏まえ、苦情・紛争処理のための体制整備や取引の公正さを確保するための業務プロセスや体制整備等に取り組むことを求めている。
- オンラインモール及びアプリストアを対象とする現行指針の概要は以下のとおり。

✓ 特定デジタルプラットフォーム提供者による**自主的な取組に資する**よう、以下を提示。

- ①「**基本的な考え方**」 = **望ましい取組の大きな方向性**
- ②「**具体的な取組例**」 = **上記を実現する手段の例**

✓ 「**基本的な考え方**」に示された方向性を適切かつ有効に実現しているかが**評価(モニタリング・レビュー)**の対象。

✓ 「基本的な考え方」の概要は以下のとおり。

(1) 取引先事業者に対するサービス提供が公正に行われることを確保するための体制整備

- ① **取引条件の変更等の行為を行う前**に、適切に評価を行い、**取引先事業者の利益に配慮した適切な対応**を行うこと
- ② 個々の行為を行うに当たって、**一貫性・公平性のある判断**がなされる適切な仕組みを構築すること
- ③ 特定デジタルプラットフォームの**公正性の自主的な向上につながる適切な仕組み**を構築すること

(2) 苦情処理・紛争解決のための体制整備

- ① **苦情・紛争**の原因となった事象を、**適切かつ迅速に処理・解決**するための仕組みを構築すること
- ② **苦情・紛争に関する情報を端緒**として特定デジタルプラットフォームの**運営改善**を図ること

(3) 国内管理人の選任

- ① **関係者と緊密に連絡**を行うために**国内において必要な業務の管理を行う者（国内管理人）**を選任すること
- ② 国内管理人が、**関係者とのコミュニケーションの管理**や、**コミュニケーションを通じた運営の改善に関する調整**を行うことができる仕組みを構築すること

(4) 取引先事業者の意見やその他の事情を十分に考慮するために必要な措置

- ① **取引先事業者の意見その他の事情を理解**するための仕組みを構築すること
- ② 上記意見等を特定デジタルプラットフォームの**運営改善の端緒として有効利用**する仕組みを構築すること

(2) 関係する省令・指針に関する具体案

自主的な手続・体制整備に関する指針について②（基本的な考え方①）

- 「最終報告」を踏まえ、現行指針をベースに、デジタル広告分野の課題の状況を記載するとともに、評価の対象となる基本的な考え方として、以下（下線）を追加する方向で検討中。

(1) 取引先事業者に対するサービス提供が公正に行われることを確保するための体制整備

- ① 取引条件の変更等の行為を行う前に、適切に評価を行い、取引先事業者の利益に配慮した適切な対応を行うこと
 - － システム変更・ルール変更・事業活動への制約の付与等を行う際には、広告主・パブリッシャー等の予見可能性を向上させる観点から、それらの行為によってもたらされる広告主・パブリッシャー等への影響に配慮した適切な対応を行うこと
- ② 個々の行為を行うに当たって、一貫性・公平性のある判断がなされる適切な仕組みを構築すること
 - － 広告主等の求めに応じて接続を求める第三者測定ツール等提供事業者に対し、合理的な範囲で高い透明性を確保した上で適切な対応を行うこと
- ③ 特定デジタルプラットフォームの公正性の自主的な向上につながる適切な仕組みを構築すること
 - － 利益相反又は自社優遇によって広告主・パブリッシャー等の利益が不当に害されることのないよう、利益相反又は自社優遇のおそれのある取引を特定・類型化し、その管理方法及び管理体制に係る方針を策定するとともに、必要に応じて一般に公表すること

(2) 苦情処理・紛争解決のための体制整備

- ① 苦情・紛争の原因となった事象を、適切かつ迅速に処理・解決するための仕組みを構築すること
 - － システム変更・ルール変更・事業活動への制約の付与等に関する広告主・パブリッシャー等からの苦情又は問合せについて適切な対応を行うこと
- ② 苦情・紛争に関する情報を端緒として特定デジタルプラットフォームの運営改善を図ること
 - － システム変更・ルール変更・事業活動への制約の付与等に関する広告主・パブリッシャー等からの合理的な意見又は要望等について適切な対応を行うこと

(2) 関係する省令・指針に関する具体案

自主的な手続・体制整備に関する指針について③（基本的な考え方②）

- 「最終報告」を踏まえ、現行指針をベースに、デジタル広告分野における課題の状況を記載するとともに、評価の対象となる基本的な考え方として、以下（下線）を追加する方向で検討中。

(3) 国内管理人の選任

- ① 関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者（国内管理人）を選任すること
- ② 国内管理人が、関係者とのコミュニケーションの管理や、コミュニケーションを通じた運営の改善に関する調整を行うことができる仕組みを構築すること

(4) 取引先事業者の意見やその他の事情を十分に考慮するために必要な措置

- ① 取引先事業者の意見その他の事情を理解するための仕組みを構築すること
 - － デジタル広告の質の問題に関する広告主・パブリッシャー等からの苦情又は問合せに対応すること
 - － デジタル広告における質の問題に関する全体の状況改善（関係者の認識の改善を含む）に向けて、業界としての取組に積極的・主体的に参画すること
 - － 広告に反応した、あるいは反応しなかった消費者の趣味、嗜好等に関する情報などのオーディエンス・データに関する広告主等の要望について、当該広告主等との間の相互理解を促進するために適切な対応を行うこと
- ② 上記意見等を特定デジタルプラットフォームの運営改善の端緒として有効利用する仕組みを構築すること
 - － デジタル広告の質の問題に関する広告主・パブリッシャー等からの意見を積極的に聴きながら、デジタルプラットフォームの提供に関する運営を改善すること
 - － 広告主・パブリッシャー等の理解を高めるために適切な情報の提供又は対応を行うこと
- ③ 広告仲介型デジタルプラットフォームについては、一般利用者（広告主側）に対しても、本指針の基本的な方向性を実現するための手続・体制を整備すること

(2) 関係する省令・指針に関する具体案

自主的な手続・体制整備に関する指針について④（具体的な取組例①）

- 「最終報告」を踏まえ、基本的な考え方を実現するための具体的な取組例として、現行指針の内容に加え、以下を追加する方向で検討中。

(1) 取引先事業者に対するサービス提供が公正に行われることを確保するための体制整備

- ✓ 広告主・パブリッシャー等の事業に影響を及ぼし得る事項について、広告主・パブリッシャー等の対応に要する時間等を踏まえ、適切な説明の機会を設ける
- ✓ 第三者測定ツール等の接続の認定に際して、認定を求める第三者ツール等提供事業者に事前に条件を示した上で、不当に認定を拒絶することのないように対応する
- ✓ 利益相反・自社優遇によって広告主・パブリッシャー等の利益が不当に害されることのないようにするための必要な措置の実施の方針として以下の事項を含む方針を策定し、当該方針に基づいて、必要な措置を実施する
 - ・ 利益相反・自社優遇のおそれのある取引の特定・類型化
 - ・ 利益相反・自社優遇管理の方法の選択
 - ・ 利益相反・自社優遇管理体制の整備

【利益相反・自社優遇管理の方法及び体制の具体例】

- ・ 部門の分離、部門間での情報遮断措置（システム上のアクセス制限や物理上の遮断措置）
- ・ 顧客への十分な説明（想定される利益相反・自社優遇の内容の説明、自社の取組の説明等）
- ・ 利益相反・自社優遇に繋がりうる情報に接する者についての行動ルールの策定
- ・ 利益相反・自社優遇が、理論上、起こり得ないようなシステム的设计・導入
- ・ 利益相反・自社優遇管理方針を踏まえた業務運営手続きを書面等において明確化・責任者を設置するなどによる管理の一元化
- ・ 利益相反・自社優遇管理の有効性の定期的な検証（内部モニタリング/外部モニタリング） 等

(2) 関係する省令・指針に関する具体案

自主的な手続・体制整備に関する指針について⑤（具体的な取組例②）

- 「最終報告」を踏まえ、基本的な考え方を実現するための具体的な取組例として、現行指針の内容に加え、以下を追加する方向で検討中。

(2) 苦情処理・紛争解決のための体制整備

- ✓ 広告主・パブリッシャー等が交渉を求めている事項や、それに対するプラットフォーム事業者の対応状況を可視化する
- ✓ デジタルプラットフォームの国内の関係者が、システム変更・ルール変更等についての詳細を商品等提供利用者に対して説明できるようにするとともに、広告主・パブリッシャー等からの要請に対する対応を真摯に検討し、対応策について判断できる体制を整備する。デジタルプラットフォーム提供者が外国にあるため当該体制を整備することが困難な場合は、当該外国における担当者と直接議論する機会を当該広告主・パブリッシャー等に提供する
- ✓ システム変更・ルール変更等が検討されている段階で、国内の広告主・パブリッシャー等とも相談又は議論を行う機会を提供する
広告主・パブリッシャー等に対して自社ルールを適用するに当たっては、国内の取引の実態に応じて、グローバルな自社ルールを全世界に一律に適用するのではなく、当該実態に即した固有の対応を行うことも検討する

(3) 国内管理人の選任（追加なし）

(4) 取引先事業者の意見やその他の事情を十分に考慮するために必要な措置

- ✓ デジタル広告における質の問題に関する情報のわかりやすい表示や、取得が可能な情報及びデジタル広告における質の状況改善につながる対応についてのガイダンス等を通じて広告主・パブリッシャー等の理解を高める
- ✓ デジタル広告における質の問題に関して、苦情及び問合せに対して適切に対応を行うとともに、広告主・パブリッシャー等から意見を聴取する機会を設け、合理的な意見が寄せられた場合には、必要に応じた対応を行う
- ✓ デジタル広告の質の状況改善や認識の向上に向けた業界全体の取組に対し、自身の有する情報を提供し、又は自らが取り組むべきことを提案し、実行するなど、主体的に参画する
- ✓ オーディエンス・データとして提供を求める情報について、広告主等向けの相談窓口の設置や広告主等から意見を聴取する機会の提供を行い、合理的な意見が寄せられた場合には、必要に応じた対応を行う
- ✓ 広告仲介型プラットフォームにおける一般利用者（広告主側）に対し、提供条件変更等の事前通知、取引拒絶の理由通知等を行う

【参考】現行指針における具体的な取組例（概要）

項目	具体的な取組例
<p>(1) 取引先事業者に対するサービス提供が公正に行われることを確保するための体制整備 (法第7条第3項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行動指針の策定、ガバナンス体制の整備 ✓ 規約変更等の行為の実施前の影響評価、当該評価を踏まえた対応（大きな影響を与える場合における十分な猶予期間の設定、可能な場合における他の選択肢の用意等） ✓ 審査等の判断基準の整備（潜脱行為の可能性を考慮した上で可能な限り予見性のある基準）、異議申立ての仕組みの整備、担当者向け情報共有 ✓ 意見・苦情等についての合理的な範囲での記録・保管、事後検証を踏まえた運営改善 ✓ 外部評価・監査の利用
<p>(2) 苦情処理・紛争解決のための体制整備 (法第7条第3項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用事業者が直接・容易に・無償で苦情を申し出ることができる体制・手続の整備 ✓ 苦情処理に係る対応マニュアル・業務フローの構築、苦情対応者への情報共有 ✓ 基本方針（苦情の重要性・複雑さ・事案の内容に応じて合理的な期間内に苦情を処理）や目安となる所要期間・処理プロセスの設定・開示、所要期間を超える場合の誠実な説明 ✓ 苦情処理後のフォローアップの実施 ✓ 外部の苦情・紛争処理システムの活用検討（調停人の利用等） ✓ 利用事業者団体との協力 ✓ 苦情・紛争の内容・件数の増減・理由の分析、苦情・紛争の内容と自主的取組との関連性についての自己評価、それらに関連する情報の開示 ✓ 苦情処理情報の合理的な範囲での記録・保管、事後検証を踏まえた運営改善
<p>(3) 国内管理人の選任 (法第7条第3項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内における関係者との間のコミュニケーションを管理し、当該コミュニケーションを踏まえて運営改善に向けた調整を適切かつ主体的に行う役割を担う、国内管理人の選任 ✓ 国内管理人を補助する部署の担当者の選任、国内管理人・補助者に係る情報についての関係者への開示
<p>(4) 取引先事業者の意見やその他の事情を十分に考慮するために必要な措置 (法第7条第3項第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用事業者等との意見交換の機会の設定 ✓ 利用事業者等による合理的な意見が寄せられた場合における運営改善 ✓ 外部の第三者の意見聴取による運営改善 ✓ グローバルに自社ルールを適用するにあたっての必要に応じた適切な対応の実施（自社ルールを全世界に一律適用する場合における利用事業者の公平な取扱い、我が国の法令・制度・自主的な規律・商慣習を十分に勘案）

「最終報告」における各課題に対する透明化法による対応について①

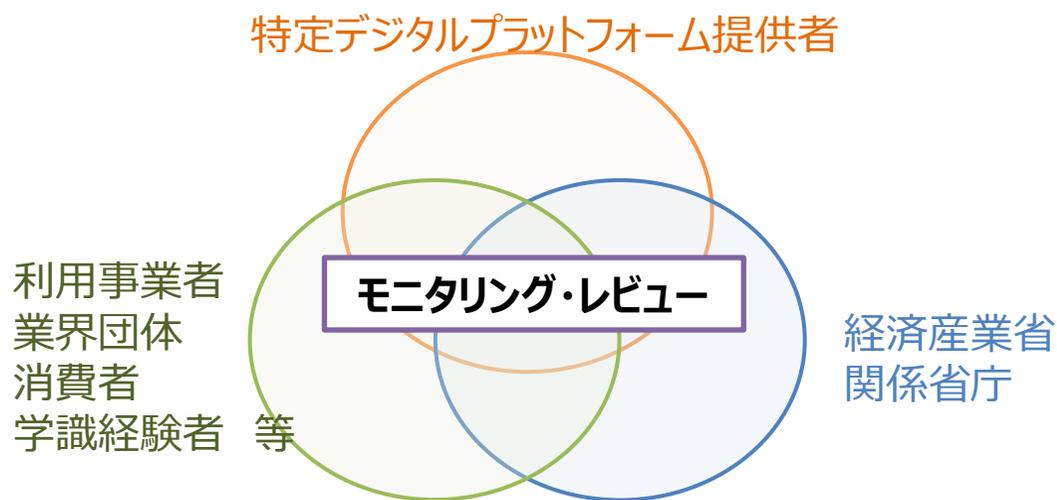
課題	最終報告における対応の方向性	透明化法による対応
<p>＜課題①＞ アド Fraud等デジタル 広告の質に係る問題</p>	<p>アド Fraud等の質に関する情報について、取得可能な情報の内容・取得の方法等の分かりやすい開示</p>	<p>省令・指針に反映</p>
	<p>全体の状況改善に向けた適切な対応（例：わかりやすい説明を通じた広告主やパブリッシャーの理解の向上、業界の取組への貢献）を行うための手続・体制の整備</p>	<p>指針に反映</p>
	<p>取組状況に対する政府によるモニタリング・レビュー → 「広告主の買い方改革」等関係者の行動変容につなげる</p>	<p>今後の運用で対応</p>
<p>＜課題②＞ 価格や取引内容の不 透明さ</p>	<p>コンテンツの価値の評価につながる質に対する意識の向上への取組は課題①で対応。関係者が協働し民間のツール等を用いて自主的な実態把握等の取組を行うことは重要であり、課題①での政府によるモニタリング・レビューにおいても評価。</p>	<p>課題①の対応と同じ</p>
<p>＜課題③＞ 第三者計測ツールの 受け入れ</p>	<p>第三者ツール等提供事業者が接続を求める場合のアクセスポイントや接続条件、接続できない場合の理由の開示</p>	<p>省令・指針に反映</p>
	<p>第三者ツール等の接続についての適切な対応（例：事前の条件の提示、不当に認定を拒絶しない）のための手続・体制の整備</p>	<p>指針に反映</p>
	<p>政府によるモニタリング・レビューの実施（認定が適切に行われているか等について評価）</p>	<p>今後の運用で対応</p>
<p>＜課題④－ 2 ＞ PF事業者によるデータ 提供の制限等（ウォー ルド・ガーデン問題）</p>	<p>オーディエンス・データについて、取得の可否・取得可能な情報の内容・取得の方法等の開示</p>	<p>省令・指針に反映</p>
	<p>オーディエンス・データに対する要望についての適切な対応（例：相談窓口の設置、広告主からの意見聴取の機会の提供）のための手続・体制の整備</p>	<p>指針に反映</p>
	<p>政府によるモニタリング・レビューの実施（適切な対応がなされているか等について評価）</p>	<p>今後の運用で対応</p>

「最終報告」における各課題に対する透明化法による対応について②

課題	最終報告における対応の方向性	透明化法による対応
<p>＜課題④-3、⑤、⑥＞ 利益相反・自社優遇懸念（PF事業者内でのデータ活用、入札設計等）</p>	<p>プラットフォーム事業者が広告主やパブリッシャー等から取得・使用するデータの内容及びその取得・使用に関する条件（その使用の範囲）等の開示</p>	<p>省令・指針に反映</p>
	<p>利益相反・自社優遇のおそれのある取引を特定・類型化し、その管理方法及び管理体制に係る方針（「利益相反・自社優遇管理方針」）を策定・公表 当該方針に基づく必要な措置の実施</p>	<p>省令・指針に反映</p>
	<p>政府によるモニタリング・レビューの実施（どのような内部統制を実施しているか、内部統制が実際に有効に機能しているか等について評価）</p>	<p>今後の運用で対応</p>
<p>＜課題⑦＞ 自社メディアへのアクセス制限</p>	<p>下記課題⑧、⑧-2の一類型として捉え、同様の対応を実施。</p>	<p>課題⑧、⑧-2の対応と同じ</p>
<p>＜課題⑧、⑧-2＞ システム・ルール変更、事前通知・理由説明、取引先事業者の事業活動制約、取引拒絶</p>	<p>システム変更・ルール変更、事業活動に課される一定の制約、取引の拒絶が起こる際の内容と理由の事前の開示</p>	<p>現行法で対応、指針に反映</p>
	<p>苦情・問合せ対応のための手続・体制の整備（例：苦情等への対応状況の可視化、日 本法人において判断できる体制の整備）</p>	<p>現行法で対応、指針に反映</p>
	<p>政府によるモニタリング・レビューの実施（対応が適切に行われているか等について評価）</p>	<p>今後の運用で対応</p>
<p>＜課題⑨＞ 検索に係る主要パラメータ等の開示や相談窓口等の体制整備</p>	<p>ウェブサイトのランキングの決定に用いられる主要な事項の開示、差別的に取り扱う場合の内容及び理由の開示、主要な事項の変更の内容及び理由の事前の開示（弊害が生じない限度において）</p>	<p>引き続き検討</p>
	<p>検索アルゴリズムの変更等についての苦情・問合せ対応のための手続・体制整備</p>	
	<p>政府によるモニタリング・レビューの実施（取組状況等について評価）</p>	
<p>＜課題⑩＞ パーソナル・データの取得・利用に係る懸念</p>	<p>広告主にとってのブランド毀損リスクの観点からの透明化法の開示やモニタリングは、総務省のガイドラインの見直しの結果を踏まえ整合的な形とし、モニタリングについても連携。その実施は総務省のガイドラインの実施状況を勘案し、必要最小限とする。（具体的には、評価について事業者のコンプライアンスに支障を生じさせないように配慮。）</p>	<p>現行法で対応</p>

モニタリング・レビューなど今後の具体的な進め方

- デジタル広告市場のモニタリング・レビューについては、特定デジタルプラットフォーム提供者が提出するレポートや相談窓口寄せられた情報などに基づき、取引先事業者、消費者、有識者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の意見も聴きつつ、実施していく方針。
(※) 枠組みとしてはオンラインモール・アプリストアと同様だが、取引に関わる関係者も多いため、業界団体等による自主取組の状況も勘案。意見を聴く場等についても別途検討。
- まずは、モニタリング・レビューにおいて必要となる情報収集の一環として、相談窓口開設や各種調査に取り組んでいく。今後の具体的な進め方については、これまでのWGにおける議論や「最終報告」の内容、透明化法運用開始後の取引実態等も踏まえ、更に検討していく。



- デジタル広告市場については、昨年7月のWGにおける議論等を踏まえ、本年秋頃の本格運用開始を予定している。その際、一部の特定デジタルプラットフォーム提供者においては、追加的なシステム改修等の対応が必要となる場合も考えられるが、法の運用（行政庁による勧告等）に際しては、合理的な範囲において、そうした状況を勘案することとし、柔軟に対応していくこととしたい。